

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年2月27日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 古賀 睦之
	賃金指導官 田村 滋康
	最低賃金係長 澤村 敬太
電 話	3512-1614

「東京都最低賃金 周知・履行確保キャンペーン」(第2次)を実施します

— 都内全域で大規模な広報活動を展開します —

東京労働局(局長 渡延 忠)は、時間額932円の東京都最低賃金の周知と履行確保を図るため、「東京都最低賃金 周知・履行確保キャンペーン」(第2次)を実施します。

平成29年1月に実施した第1次のキャンペーンでは、多摩地域において周知広報活動を行いました。

今回の第2次キャンペーンでは、対象地域を広げ、都内全域で大規模な周知広報活動を実施します。

実施期間 平成29年3月1日(水)から3月7日(火)までの1週間

主 な 実 施 事 項

1 都内各区市町村の「ゆるキャラ」を活用した大規模な広報活動を都内全域で実施します。

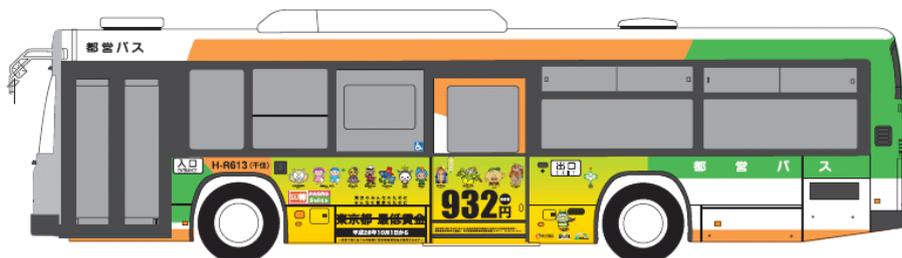
東京都民に幅広く愛される都内各区市町村の公式キャラクター(いわゆる「ゆるキャラ」)を掲載したポスター等を活用し、様々な広報活動を行います。(具体例;多摩モノレール及び小田急・京急・東武・京成・西武・都営各バスでの車内広告、東京都営バスのラッピング広告(下図参照)、スカイツリータウン・JR 恵比寿駅・JR 東京駅丸の内口での屋内ビジョン放映)

あわせて、賃金引上げをサポートするため業務改善助成金(参考1)及び東京都最低賃金総合相談支援センター(参考2)の利用勧奨を行います。

「ゆるキャラ」を活用したクリアファイルを作成し、都内全域の28の大学及び短期大学の新生に向けて無償配布します。

2 中小企業事業主向けの出張相談を実施します【委託事業】

東京都最低賃金総合相談支援センターと連携して、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主を対象に出張相談を実施します。(参考3)



〔参考 1〕

「業務改善助成金」：中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い労働者の賃金の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

〔参考 2〕

「東京都最低賃金総合相談支援センター」：最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業を支援する事業です。さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップ無料相談、社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣、出張相談に応じています。

〔参考 3〕

下記の日程と場所において実施します。

- ① 平成 29 年 3 月 1 日（水）午前 10 時～午後 4 時
三鷹商工会館（三鷹市下連雀 3-17-15）
- ② 平成 29 年 3 月 3 日（金）午前 10 時～午後 4 時
（公社）東基連 東京安全衛生研修センター（江戸川区中央 1-8-1 内宮ビル 3 階）
- ③ 平成 29 年 3 月 6 日（月）午前 10 時～午後 4 時
（公社）東基連 足立荒川労働基準協会支部（足立区千住旭町 12-3）